

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県人事委員会規則一 二十一

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（規則一九）は、廃止する。